

# 清泉女子大学人文科学研究所規程

## (名稱)

第一条 本研究所以、清泉女子大学（以下「本学」という。）人文科学研究所と称する。

## (目的)

第二条 本研究所以、人間にかかわるすべての現象を包括的かつ総合的に研究することを目的とする。

## (活動)

第三条 本研究所以、目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 研究会・公開講座の開催
- 2 『人文科学研究所紀要』及び『清泉文苑』の刊行
- 3 関係諸団体との交流
- 4 その他必要と認める活動

## (所員)

第四条 本研究所の所員は、上記の目的に賛同する本学文学部専任教員をもつて構成する。

② 必要がある場合には、本研究所に専任教員を置くことができる。

③ 必要がある場合には、客員所員を置くことができる。

④ 客員所員は、人文科学研究所運営委員会が決定し、学長の承認を得るものとする。

## (所長)

第五条 本研究所に所長を置く。

② 所長は、学長がこれを任命する。

③ 所長は、本研究所を代表し統括する。

## (運営委員)

第六条 本研究所に運営委員五名を置く。

② 運営委員は、所員の互選による。

③ 客員所員は運営委員に含まないものとする。

## (任期)

第七条 所長及び運営委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (事務室)

第八条 本研究所に事務室を置く。

② 事務室の職員は、学長の指定する本学の職員が兼務することとし、必要がある場合は、専任教員を置くことができる。

## (経理)

第九条 本研究所の経理は、学校法人清泉女子大学に属し、その年度予算及び決算は、理事会の承認を得なければならない。

## 附則一

この規程は、昭和五十三年四月一日より施行する。

## 附則二

この規程の改正は、昭和五十八年四月一日より施行する。

## 附則三

この規程の改正は、昭和六十三年四月一日より施行する。

## 附則四

この規程の改正は、平成五年四月一日より施行する。

## 附則五

この規程の改正は、平成十五年四月一日より施行する。

## 附則六

この規程の改正は、平成十七年十月一日より施行する。

## 編集委員

遠藤 雪枝 篠原 厚子  
今野 真二 高林 陽展  
斉藤 悦子 ブルース・アレン  
佐伯 孝弘 山本 勉

## 清泉女子大学

## 人文科学研究所紀要

第三十五号

平成二十六年三月 発行

## 編集・発行

東京都品川区東五反田三十六十二  
清泉女子大学人文科学研究所

代表者 山 本 勉

電話(〇三)三四四七―五五五(代)

## 印刷所

東京都新港区海岸一―九―十六

丸善株式会社